

福障障政第 4358 号
令和 6 年 3 月 28 日

障害福祉サービス事業所
障害者支援施設
障害児通所支援事業所
障害児入所施設

} 管理者 様

さいたま市福祉局障害福祉部
障 害 政 策 課 長
(公 印 省 略)

令和 6 年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について（依頼）

日頃から、さいたま市の障害福祉行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、「福祉・介護職員処遇改善加算」（以下「処遇改善加算」という。）、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」（以下「特定加算」という。）、「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」（以下「ベースアップ等加算」という。）（以下、「処遇改善加算」、「特定加算」、「ベースアップ等支援加算」を合わせて「旧 3 加算」という。）及び令和 6 年 6 月からの「福祉・介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」という。）を算定するためには、年度ごとに届出書を提出することが必要です。

令和 6 年 4 月～5 月（サービス提供月）に旧 3 加算を、令和 6 年 6 月～令和 7 年 3 月（サービス提供月）に新加算を算定・請求する事業所（法人）は、下記のとおり提出をお願いいたします。提出がない場合は、旧 3 加算及び新加算を請求することはできませんので御注意ください。

記

提出書類 別紙「提出書類一覧」で御確認ください。

提出期限 令和 6 年 4 月 15 日（月） ※必着

※加算取得等に係る体制届に関しては、別途通知で御案内いたします。

提出先 さいたま市 電子申請・届出サービス

(https://apply.e-tumo.jp/city-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=70587)

令和 6 年度から提出方法が変わっていますのでご注意ください。

様式等の所在 下の「さいたま市ホームページ」からダウンロードしてください。

(<https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/003/006/p002658.html>)

令和 6 年度から様式が変わっていますので必ず最新の様式をダウンロードして作成してください。

- ※ 都道府県と添付資料の提出内容が異なる場合がありますので、別紙「提出書類一覧」をよく御確認ください。
- ※ 「就業規則」、「給与規程」及び「労働保険に加入していることが確認できる書類」につきましては、必要に応じて作成し、適切に保管してください。

加算の種類		旧3加算	新加算
様式	令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等届出書	別紙様式1(複数のサービスを行う事業所又は複数の事業所を一括して届出) 別紙様式1-2(一つのサービスのみ行う単独事業所)	
	福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書	令和6年度から新たに旧3加算及び新加算を申請する場合 別紙様式7-1	
		令和5年度以前から旧3加算を算定し、事業所数が10以下の場合 別紙様式6-1・6-2	
		令和5年度以前から旧3加算を算定し、事業所数が11以上の場合 別紙様式2-1~2-4	
根拠資料	就業規則(写) ※職員が10名以上在籍し、作成義務がある場合は作成必須。	提出不要 (必要に応じて作成し、適切に保管しておくこと)	
	給与規程(写) ※給与等の内容を就業規則に盛り込んでいる場合は就業規則のみで可。	提出不要 (必要に応じて作成し、適切に保管しておくこと)	
	労働保険に加入していることが確認できる書類 ※労働保険関係成立届(写)又は 労働保険概算・確定保険料申告書等(写)	提出不要 (適切に保管しておくこと)	

※法人で複数事業所を取りまとめて都道府県に届出書を提出する場合には、本市にも提出した様式の写し及び添付資料(埼玉県等と異なる場合がありますので要確認)を提出してください。

※様式の記入方法、加算の内容等につきましては、厚生労働省にてコールセンターを設けておりますので御活用ください。

【福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター】

電話番号:050-3733-0230

受付時間:9:00~18:00(土日含む)

さいたま市 障害政策課 事業所係
TEL 048-829-1309
FAX 048-829-1981